

目黒区分別収集計画  
(第8期：平成29～33年度)

平成28年6月

目 黒 区

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5

## 1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法、以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、資源リサイクルを推進する目的から、区民・区・事業者の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

これまで目黒区は「快適で誇りのもてる循環型のまち」を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本に、ごみの減量やリサイクルの施策を着実に進めてきた。

特に、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、平成20年度に区内全域での分別回収、資源化を実施している。また、平成23年度には、区内における古紙の集団回収への一元化を完了させ、古紙回収の効率化と区民との協働による回収体制を実現した。さらに、平成26年度には、使用済小型家電の拠点回収、平成28年度からは、「水銀を含む製品」の分別回収も開始したところである。

しかし、依然として、ごみの中には資源化できるものが多く含まれている。本区の「一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書（平成27年3月）」によると、燃やすぐみの中には、資源化できるものが25.7%、燃やさないごみの中にも14.6%混入していた。

このことなども踏まえ、平成28年3月改定の「目黒区一般廃棄物処理基本計画」では、ごみを減らすための3Rの取組において、「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の2Rを重点施策に位置づけ、本計画に定める「リサイクル（再生利用）」の取組とともに、一体として推進していくこととしている。

このことにより、本計画の推進により、ごみの減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境への負荷をできる限り軽減した循環型社会の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 区の基本構想の基本理念である「環境と共生する」、長期計画の基本目標である「環境に配慮した安全で快適なまち」の実現に向けて、平成28年3月に改定した「目黒区一般廃棄物処理基本計画～快適で誇りのもてる循環型のまち～」と整合をとりながら本計画を実施する。
- 事業者、区民及び区は、環境問題への認識を深め、生活様式や事業活動のあり方を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指して、それぞれの責任と役割を果たし相互の連携を図りながら施策を推進する。
- 生産・消費・廃棄の各段階で、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に従い、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進する。

- 環境への負荷削減効果、再商品化技術の進展と再生製品への需要、収集運搬及び処理のコスト等を総合的に考慮して、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。
- 国内における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施を確保するため、原則として、目黒区内で回収した使用済みのペットボトルやプラスチック製容器包装等は、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引き渡す。
- 一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的な手法として環境省から示された「一般廃棄物会計基準」や、東京二十三区清掃一部事務組合が実施する「廃棄物処理原価算定」を利用して、容器包装廃棄物の分別収集を含む事業全体の効率化を推進する。
- この分別収集計画に示される資源回収量などの情報や、排出の抑制を促進するための方策などを公表し、区民や事業者と一体となって循環型社会の形成に取り組む。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、次のとおりとする。

- アルミ製容器
- スチール製容器
- ガラス製容器（無色）
- ガラス製容器（茶色）
- ガラス製容器（その他の色）
- 飲料用紙製容器（紙パック）
- 段ボール製容器
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

計画期間における目黒区での容器包装廃棄物の排出量見込みは、次のとおりである。

（単位：t／年）

年 度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物の合計	16,894	16,753	16,667	16,445	16,246

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、次の施策を実施する。

(1) 「めぐろ買い物ルール」の推進

○消費するとごみになるものを暮らしに取り込む身近な行為である「買い物」に着目した目黒区独自の「めぐろ買い物ルール」実践する人や事業者の増加を推進していく。

(2) PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

○世帯や年齢層ごとに資源やごみの排出状況に差があることから、それぞれに応じた効果的な普及啓発を行う

(3) 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進

○燃やすごみへの資源混入割合が高い住商混在住居に対する普及啓発の推進  
○拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の明確化や、費用負担の制度化を含む、容器包装リサイクル法の見直しについて引き続き要望

(4) 新たな資源回収のあり方の検討

○資源化や分別に関する住民の意識のさらなる向上

(5) ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

○外国人居住者を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった、ごみと資源の分け方、出し方の普及啓発の展開

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集

### に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分を次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてアルミ製の容器 主としてスチール製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外の プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第  
8条第2項第4号）**

計画期間における分別区分ごとの回収量見込みは次のとおりである。

(単位：t/年)

容器包装の種類		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてアルミ製の容器		420	419	420	418	417
主としてスチール製の容器		391	376	362	346	330
無色のガラス製容器(※)	合計量	1,106	1,105	1,106	1,101	1,098
	(引渡し量)	0	0	0	0	0
	(独自処理量)	1,106	1,105	1,106	1,101	1,098
茶色のガラス製容器(※)	合計量	472	465	459	450	442
	(引渡し量)	472	465	459	450	442
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
その他の色のガラス製容器 (※)	合計量	1,395	1,436	1,481	1,517	1,555
	(引渡し量)	1,395	1,436	1,481	1,517	1,555
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		10	10	10	10	10
主として段ボール製の容器		4,407	4,462	4,526	4,563	4,608
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの(※)	合計量	1,165	1,195	1,228	1,227	1,281
	(引渡し量)	1,165	1,195	1,228	1,227	1,281
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(※)	合計量	1,470	1,393	1,319	1,236	1,155
	(引渡し量)	1,470	1,393	1,319	1,236	1,155
	(独自処理量)	0	0	0	0	0
回収見込み量の合計		10,836	10,861	10,911	10,868	10,896

注：※印は特定分別基準適合物。引渡し量は指定法人への引渡し見込み量、独自処理量は区が独自に契約する再資源化事業者への引渡し見込み量を示す。

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

分別基準適合物ごとの過去数年間の収集実績、ごみの中の含有量、将来人口推計及び区民の分別への協力率等踏まえ算定した。

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、地域住民による資源回収活動を支援しながら、区が主体となって現行の体制を活用して実施する。併せて、容器包装を利用又は製造する事業者等の自主回収を促していく。

分別区分ごとの収集・運搬段階及び選別・保管段階での実施者は次のとおりである。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
アルミ製容器 スチール製容器	缶	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん	・委託業者による分別回収	区のストックヤード等で選別した後、民間業者の施設で保管を委託
飲料用紙製容器	紙パック	・委託業者による公共施設等からの拠点回収 ・地域団体等による集積所等を活用した集団回収	民間業者
段ボール製容器	段ボール	・地域団体等による集積所等を活用した集団回収 ・委託業者による定期的な分別回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・委託業者による分別回収 ・委託業者による小売店店頭からの拠点回収	民間業者の施設で選別保管を委託
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・委託業者による分別回収	民間業者の施設で選別保管を委託

**11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）**

- びんについては、区が委託する民間業者の施設において保管を行う。
- 缶、ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、区が委託する民間業者の施設において選別・保管を行う。
- 紙パック及び段ボールについては、民間業者の施設において選別等を行う。